

議案第3号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和3年（2021年）11月25日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 3 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 3 年 1 1 月 1 8 日付け令 3 財 政 第 1 1 5 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 3 年度山口県一般会計補正予算 (第 7 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和3年(2021年)11月18日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和3年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和3年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和3年度山口県一般会計補正予算（第7号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成三十一年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「には」の下に「、令和四年三月三十一日までの間」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

	100		294,300	331,100	352,400	
	101		294,600	331,300	352,900	
	102		294,800	331,600	353,300	
	103		295,000	332,000	353,700	
	104		295,300	332,200	354,100	
	105		295,600	332,400	354,600	
	106			332,600		
	107			333,000		
	108			333,200		
	109			333,400		
	110			333,800		
	111			334,200		
	112			334,600		
	113			334,800		
再任用学 校職員		189,400	216,100	244,400	257,900	283,100

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

48	220,700	255,100	291,800	321,500	365,400
49	221,700	256,700	293,000	322,900	366,500
50	222,700	258,200	294,600	324,200	367,500
51	223,600	259,400	295,900	325,400	368,500
52	224,600	260,600	297,500	326,700	369,500
53	224,900	261,700	298,800	327,800	370,300
54	225,700	263,000	300,300	328,800	371,100
55	226,400	264,300	301,700	329,900	372,000
56	227,200	265,400	303,200	330,900	372,900
57	227,900	266,200	304,200	331,400	373,400
58	228,800	267,500	305,400	332,300	374,200
59	229,500	268,800	306,600	333,100	375,000
60	230,200	270,100	308,000	334,000	375,800
61	231,200	271,000	309,300	334,800	376,200
62	231,900	272,200	310,500	335,100	376,900
63	232,800	273,500	311,800	335,700	377,600
64	233,800	274,800	313,100	336,400	378,300
65	234,400	275,600	314,500	337,000	378,700
66	235,100	276,700	315,300	337,700	379,300
67	235,800	277,600	316,100	338,400	380,000
68	236,500	278,700	316,900	339,200	380,600
69	237,200	279,700	317,500	339,900	381,000
70	237,800	280,700	318,200	340,400	381,500
71	238,400	281,800	318,900	341,000	382,000
72	238,900	282,900	319,500	341,600	382,500
73	239,600	283,500	320,200	341,900	383,100
74	240,300	284,200	320,400	342,500	383,600
75	241,000	284,700	321,000	343,000	384,200
76	241,500	285,600	321,600	343,600	384,800
77	241,900	286,400	322,200	344,100	385,300
78	242,500	287,000	322,700	344,600	385,800
79	243,100	287,600	323,200	345,100	386,300
80	243,700	288,200	323,700	345,500	386,800
81	244,000	288,900	324,300	345,800	387,100
82	244,400	289,400	324,800	346,100	387,600
83	244,800	289,800	325,200	346,500	388,000
84	245,100	290,200	325,700	346,800	388,400
85	245,400	290,400	326,200	347,300	388,800
86		290,600	326,600	347,600	
87		290,800	326,800	347,900	
88		291,000	327,200	348,200	
89		291,400	327,600	348,600	
90		291,600	328,000	348,900	
91		291,800	328,400	349,300	
92		292,000	328,800	349,600	
93		292,400	329,100	350,000	
94		292,600	329,300	350,300	
95		292,800	329,700	350,600	
96		293,100	330,000	350,900	
97		293,500	330,200	351,200	
98		293,800	330,500	351,600	
99		294,000	330,800	352,000	

別表第四 医療職給料表(第五条関係)

学校職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用学校職員以外の学校職員		円	円	円	円	円
	1	151,600	189,100	224,400	250,500	282,000
	2	153,000	190,700	226,000	251,700	283,900
	3	154,400	192,300	227,600	252,900	286,100
	4	155,800	193,900	229,200	254,300	288,100
	5	157,000	195,400	230,700	255,500	290,200
	6	158,800	196,900	232,300	256,700	292,300
	7	160,500	198,500	233,800	258,000	294,200
	8	162,100	200,000	235,400	259,000	296,200
	9	163,700	201,600	236,500	260,300	298,200
	10	165,400	203,300	238,000	261,100	300,200
	11	167,000	205,000	239,400	262,100	302,200
	12	168,800	206,700	240,600	263,100	304,200
	13	170,300	208,100	242,200	264,400	306,200
	14	172,200	209,700	243,600	265,600	308,100
	15	174,200	211,300	244,800	267,200	310,200
	16	176,100	212,900	246,200	268,600	312,300
	17	178,100	214,300	247,000	270,100	314,300
	18	179,900	215,900	248,200	271,800	316,300
	19	181,700	217,600	249,400	273,500	318,400
	20	183,600	219,300	250,500	275,200	320,500
	21	185,400	220,600	251,900	277,000	322,300
	22	186,900	222,100	252,800	278,700	324,300
	23	188,400	223,500	253,800	280,400	326,100
	24	189,900	225,000	254,900	282,000	328,100
	25	191,500	226,400	256,100	283,800	329,800
	26	192,800	227,800	257,300	285,600	331,700
	27	194,300	229,100	258,800	287,400	333,700
	28	195,700	230,400	260,300	289,000	335,700
	29	197,200	231,800	261,700	290,700	337,000
	30	198,400	233,200	263,300	292,500	338,800
	31	199,700	234,700	264,900	294,300	340,600
	32	201,000	236,100	266,400	296,200	342,400
	33	202,400	237,100	267,800	297,900	344,100
	34	203,900	238,400	269,500	299,600	345,900
	35	205,200	239,400	271,100	301,400	347,800
	36	206,600	240,600	272,700	303,200	349,600
	37	207,700	241,900	274,200	304,500	351,400
	38	209,000	243,200	275,700	306,200	353,100
	39	210,300	244,300	277,300	307,700	354,700
	40	211,600	245,600	278,700	309,300	356,400
	41	212,700	246,900	280,200	311,000	357,600
	42	213,900	247,900	281,800	312,800	358,700
	43	215,100	249,100	283,500	314,400	359,900
	44	216,300	250,200	285,300	316,100	361,100
	45	217,500	251,300	286,800	317,000	362,300
	46	218,600	252,600	288,500	318,400	363,100
47	219,600	253,900	290,200	319,900	364,300	

110	304,000	384,100		
111	304,300	385,100		
112	304,600	386,100		
113	304,800	386,700		
114	305,000	387,600		
115	305,200	388,500		
116	305,500	389,400		
117	305,800	390,200		
118	306,100	390,900		
119	306,400	391,700		
120	306,700	392,500		
121	306,900	393,100		
122	307,100	394,000		
123	307,300	394,700		
124	307,600	395,400		
125	307,900	396,000		
126		396,700		
127		397,200		
128		397,800		
129		398,500		
130		399,100		
131		399,600		
132		400,100		
133		400,400		
134		400,700		
135		401,000		
136		401,300		
137		401,600		
138		401,900		
139		402,200		
140		402,500		
141		402,800		
142		403,100		
143		403,400		
144		403,700		
145		403,900		
146		404,200		
147		404,500		
148		404,700		
149		404,900		
150		405,200		
151		405,500		
152		405,700		
153		405,900		
154		406,200		
155		406,500		
156		406,700		
157		406,900		
再任用学 校職員	226,000	272,100	325,600	406,700

備考 (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。
(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

52	249,500	288,000	391,600
53	250,600	289,700	392,800
54	252,000	292,000	394,200
55	253,200	294,300	395,300
56	254,200	296,800	396,400
57	255,400	298,800	397,800
58	256,600	301,200	399,000
59	257,800	303,400	400,200
60	259,000	306,000	401,500
61	260,400	308,300	402,700
62	261,200	310,700	403,700
63	262,400	313,100	405,100
64	263,300	315,300	406,400
65	264,300	317,500	407,600
66	265,700	319,500	408,700
67	266,800	321,500	409,900
68	268,100	323,500	411,000
69	269,700	325,400	412,000
70	271,200	327,500	413,200
71	272,500	329,600	414,400
72	273,900	331,600	415,600
73	274,900	333,700	416,200
74	275,900	335,800	417,000
75	277,100	338,000	417,700
76	278,100	340,300	418,200
77	279,300	342,000	418,500
78	280,400	343,900	418,900
79	281,600	345,600	419,300
80	282,800	347,400	419,700
81	284,000	349,200	420,000
82	285,000	351,000	420,400
83	286,200	352,400	420,900
84	287,400	354,200	421,200
85	288,300	355,400	421,500
86	289,200	357,000	421,900
87	289,900	358,500	422,300
88	290,900	360,000	422,600
89	291,900	361,300	422,900
90	292,800	362,600	423,200
91	293,700	364,000	423,500
92	294,500	365,400	423,700
93	294,800	367,000	423,900
94	295,500	368,300	
95	296,200	369,600	
96	297,000	370,800	
97	297,800	371,800	
98	298,600	372,800	
99	299,400	373,800	
100	300,100	374,800	
101	301,000	375,700	
102	301,500	376,700	
103	302,000	377,700	
104	302,500	378,700	
105	302,700	379,500	
106	303,100	380,400	
107	303,400	381,300	
108	303,600	382,300	
109	303,800	383,100	

ロ 教育職給料表(二)

学校職員 の区分	職務の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用学 校職員以 外の学校 職員		円	円	円	円
	1	160,600	176,500	294,100	408,200
	2	162,100	178,600	296,700	409,700
	3	163,600	180,700	299,600	411,200
	4	165,100	182,900	302,000	412,700
	5	166,700	184,900	304,500	414,100
	6	168,600	187,100	306,800	415,500
	7	170,400	189,300	309,100	417,000
	8	172,200	191,500	311,500	418,600
	9	173,900	193,700	314,000	420,000
	10	176,000	196,500	316,400	421,500
	11	178,100	199,200	319,100	422,900
	12	180,100	201,900	322,000	424,200
	13	182,000	204,800	324,400	425,500
	14	184,200	206,500	326,300	426,900
	15	186,400	208,100	328,200	428,300
	16	188,600	209,800	330,300	429,700
	17	190,800	211,600	332,300	430,900
	18	193,400	213,200	334,500	432,200
	19	195,900	214,900	336,600	433,400
	20	198,400	216,500	338,600	434,700
	21	200,900	218,300	340,900	435,800
	22	202,600	220,200	342,800	437,000
	23	204,400	222,100	345,000	438,300
	24	206,100	224,000	347,100	439,600
	25	207,600	225,500	348,800	440,900
	26	209,000	227,500	350,600	442,100
	27	210,600	229,500	352,500	443,100
	28	212,100	231,600	354,400	444,200
	29	213,800	233,400	356,200	445,400
	30	215,500	236,100	358,000	446,200
	31	217,200	238,800	359,700	447,000
	32	218,900	241,500	361,600	448,000
	33	220,200	244,100	362,900	448,900
	34	221,900	246,900	364,600	449,400
	35	223,600	249,500	366,100	449,900
	36	225,300	252,200	368,000	450,400
	37	226,700	254,700	369,900	450,900
	38	228,400	257,100	371,400	
	39	230,100	259,700	372,700	
	40	231,900	262,000	374,300	
	41	233,500	264,600	375,400	
	42	235,200	267,000	376,800	
	43	236,800	269,200	378,200	
	44	238,400	271,400	379,700	
	45	240,100	273,500	381,100	
	46	241,600	275,700	382,700	
	47	242,900	277,900	384,300	
	48	244,300	279,800	385,800	
	49	245,500	282,100	387,200	
	50	246,900	284,000	388,700	
51	248,300	286,000	390,200		

108	313,800	403,400		
109	314,700	404,200		
110	315,100	405,100		
111	315,500	405,900		
112	316,000	406,700		
113	316,600	407,300		
114	317,000	408,000		
115	317,500	408,700		
116	318,000	409,400		
117	318,600	410,000		
118	319,100	410,500		
119	319,500	410,900		
120	320,000	411,300		
121	320,500	411,700		
122	320,900	412,000		
123	321,400	412,300		
124	321,900	412,500		
125	322,500	412,700		
126	322,800	413,000		
127	323,100	413,300		
128	323,400	413,500		
129	323,600	413,700		
130	323,900	414,000		
131	324,200	414,300		
132	324,500	414,500		
133	324,700	414,700		
134	324,900	415,000		
135	325,100	415,300		
136	325,400	415,500		
137	325,700	415,700		
138	325,900	416,000		
139	326,200	416,300		
140	326,500	416,500		
141	326,700	416,700		
142	326,900	417,000		
143	327,200	417,300		
144	327,400	417,500		
145	327,700	417,700		
146	327,900			
147	328,200			
148	328,500			
149	328,700			
150	328,900			
151	329,200			
152	329,500			
153	329,700			
再任用学校職員	234,900	275,300	332,300	416,700

- 備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

51	248,700	313,100	421,300
52	250,200	315,300	422,800
53	251,300	317,500	424,500
54	252,500	319,500	426,000
55	253,900	321,500	427,600
56	254,900	323,500	429,200
57	256,200	325,400	430,700
58	257,200	327,500	432,200
59	258,400	329,600	433,400
60	259,600	331,600	434,600
61	260,900	333,700	435,800
62	261,900	335,800	437,100
63	263,300	338,000	438,400
64	264,400	340,300	439,600
65	265,700	342,000	440,800
66	267,100	344,200	442,000
67	268,500	346,200	443,200
68	270,100	348,400	444,400
69	271,500	350,200	445,600
70	272,800	352,100	446,800
71	274,100	354,100	448,100
72	275,400	356,100	449,300
73	276,500	357,700	450,400
74	277,700	359,600	451,000
75	279,000	361,400	451,500
76	280,000	363,300	452,000
77	281,200	365,100	452,500
78	282,400	366,900	
79	283,600	368,600	
80	284,900	370,200	
81	286,000	371,700	
82	287,200	373,200	
83	288,400	374,700	
84	289,600	376,100	
85	290,600	377,200	
86	291,700	378,600	
87	292,700	380,000	
88	293,900	381,300	
89	295,000	382,600	
90	296,100	383,900	
91	297,300	385,100	
92	298,500	386,400	
93	299,000	387,700	
94	300,000	388,800	
95	301,100	390,100	
96	302,300	391,300	
97	303,300	392,700	
98	304,400	393,800	
99	305,400	394,900	
100	306,500	395,900	
101	307,400	396,800	
102	308,500	397,800	
103	309,600	398,900	
104	310,600	400,000	
105	311,200	400,700	
106	312,200	401,600	
107	313,000	402,500	

別表第三 教育職給料表(第五条関係)

イ 教育職給料表(一)

学校職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用学校職員以外の学校職員		円	円	円	円
	1	160,600	204,800	332,300	418,400
	2	162,100	206,500	334,500	420,200
	3	163,600	208,100	336,600	422,100
	4	165,100	209,800	338,600	423,800
	5	166,700	211,600	340,900	425,300
	6	168,600	213,200	342,800	426,800
	7	170,400	214,900	345,000	428,700
	8	172,200	216,500	347,100	430,600
	9	173,900	218,300	348,800	432,400
	10	176,000	220,200	350,900	434,200
	11	178,100	222,100	353,000	436,100
	12	180,100	224,000	355,100	437,900
	13	182,000	225,500	357,200	439,600
	14	184,200	227,500	359,200	441,500
	15	186,400	229,500	361,200	443,300
	16	188,600	231,600	363,200	445,200
	17	190,800	233,400	364,800	446,900
	18	193,400	236,100	366,800	448,800
	19	195,900	238,800	368,600	450,600
	20	198,400	241,500	370,600	452,400
	21	200,900	244,100	372,200	454,000
	22	202,600	246,900	374,100	455,700
	23	204,400	249,500	375,900	457,600
	24	206,100	252,200	377,800	459,300
	25	207,600	254,700	379,100	461,000
	26	209,100	257,100	380,900	462,600
	27	210,800	259,700	382,700	464,200
	28	212,400	262,000	384,600	465,700
	29	213,900	264,600	386,400	467,200
	30	215,600	267,000	388,300	468,500
	31	217,300	269,200	390,200	469,800
	32	219,000	271,400	392,200	471,100
	33	220,400	273,500	394,000	472,300
	34	222,200	275,700	395,700	473,000
	35	224,000	277,900	397,300	473,700
	36	225,800	279,800	399,100	474,400
	37	227,300	282,100	400,300	475,100
	38	229,100	284,000	401,800	
	39	231,000	286,000	403,200	
	40	232,800	288,000	404,600	
	41	234,500	289,700	406,300	
	42	236,200	292,000	407,700	
	43	237,800	294,300	409,000	
	44	239,400	296,800	410,500	
	45	240,800	298,800	412,100	
	46	242,100	301,200	413,400	
	47	243,400	303,400	414,900	
	48	244,600	306,000	416,500	
	49	246,000	308,300	418,200	
50	247,500	310,700	419,600		

51	256,300	302,800	354,700	413,900	442,500	491,100
52	256,600	303,600	356,100	414,800	443,200	491,600
53	256,800	304,600	357,400	415,000	443,800	492,100
54	257,100	305,400	358,800	415,400	444,500	492,800
55	257,500	306,400	360,100	415,900	445,200	493,100
56	258,200	307,100	361,500	416,400	445,800	493,700
57	258,500	308,200	362,100	416,800	446,200	494,200
58	259,200	309,200	363,300	417,000	446,900	
59	259,600	310,300	364,400	417,600	447,700	
60	260,000	311,400	365,700	418,000	448,400	
61	260,600	312,200	366,900	418,300	448,800	
62	260,900	312,900	367,500	418,900	449,100	
63	261,400	313,700	368,000	419,500	449,400	
64	261,900	314,500	368,600	420,100	449,700	
65	262,300	314,800	369,000	420,800	449,900	
66	262,600	315,500	369,500	421,400	450,200	
67	262,800	316,000	370,000	421,900	450,500	
68	263,100	316,600	370,500	422,500	450,800	
69	263,400	317,300	370,700	423,100	451,000	
70			371,000	423,600	451,300	
71			371,400	424,200	451,600	
72			371,700	424,800	451,800	
73			372,200	425,300	452,000	
74			372,400	425,900		
75			372,900	426,400		
76			373,300	427,000		
77			373,600	427,500		
78			374,100	428,100		
79			374,600	428,800		
80			375,100	429,400		
81			375,600	429,700		
82			376,000	430,300		
83			376,500	431,000		
84			377,000	431,600		
85			377,400	432,000		
86			377,900	432,500		
87			378,300	433,200		
88			378,800	433,900		
89			379,300	434,100		
90			379,800			
91			380,300			
92			380,800			
93			381,100			
94			381,500			
95			382,000			
96			382,400			
97			382,900			
98			383,200			
99			383,700			
100			384,100			
101			384,700			
再任用学 校職員	221,100	251,200	280,700	321,600	350,500	397,200

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第二 海事職給料表(第五条関係)

学校職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用学校職員以外の学校職員		円	円	円	円	円	円
	1	175,800	229,300	273,300	322,200	358,800	417,900
	2	178,200	231,600	275,100	324,200	361,000	420,400
	3	180,700	233,600	276,900	326,300	363,100	423,100
	4	183,000	235,700	278,700	328,300	365,500	425,600
	5	185,300	237,700	280,000	330,500	367,500	427,800
	6	187,800	239,700	281,900	332,300	370,600	430,200
	7	190,200	241,800	283,700	333,900	373,600	432,600
	8	192,800	243,900	285,600	335,600	376,400	435,000
	9	195,000	246,100	287,000	337,100	379,200	436,700
	10	197,400	248,000	289,400	339,300	382,000	438,800
	11	199,800	249,900	291,600	341,600	385,000	441,000
	12	202,300	251,800	293,800	344,100	387,700	443,200
	13	204,800	253,400	296,200	346,000	390,400	444,900
	14	207,400	255,300	298,800	348,200	393,100	447,100
	15	210,100	257,100	301,000	350,300	396,000	449,300
	16	212,700	259,100	303,400	352,600	398,700	451,500
	17	215,000	260,700	305,600	354,900	401,500	453,600
	18	217,700	262,600	307,800	357,400	403,500	455,900
	19	220,400	264,500	310,000	359,600	405,500	458,200
	20	223,100	266,400	311,900	361,900	407,500	460,400
	21	225,600	267,900	314,000	364,300	409,000	462,600
	22	227,200	269,500	315,100	366,500	410,900	464,400
	23	228,800	271,000	316,200	368,600	412,700	466,100
	24	230,400	272,400	317,400	370,600	414,700	467,800
	25	232,000	273,900	318,700	372,700	416,200	469,200
	26	233,400	275,500	320,000	375,100	417,700	470,500
	27	234,900	276,900	321,500	377,500	419,400	471,700
	28	236,200	278,400	323,100	379,800	421,200	472,800
	29	237,800	279,700	324,400	381,800	422,200	473,900
	30	238,500	281,100	325,800	383,900	423,800	475,000
	31	239,600	282,500	327,300	386,100	425,300	476,000
	32	240,700	283,700	328,900	388,200	426,900	477,200
	33	241,900	284,400	330,400	389,900	428,400	477,500
	34	242,800	285,900	331,900	391,500	429,700	478,500
	35	243,600	287,000	333,000	393,100	431,000	479,600
	36	244,500	288,100	334,500	395,000	432,200	480,700
	37	245,200	289,000	336,000	396,500	433,400	481,600
	38	246,000	290,200	337,300	397,900	434,400	482,500
	39	246,800	291,000	338,700	399,400	435,400	483,400
	40	247,700	292,000	340,000	400,900	436,400	484,300
	41	248,600	293,100	341,300	401,400	436,800	485,100
	42	249,500	293,900	342,600	402,700	437,400	485,800
	43	250,300	294,700	344,100	403,900	438,100	486,500
	44	251,200	295,400	345,600	405,300	438,800	487,200
	45	252,000	296,300	347,000	406,700	439,400	487,700
	46	252,900	297,400	348,400	408,100	439,700	488,300
	47	253,700	298,300	349,800	409,500	440,300	488,900
	48	254,600	299,400	351,200	410,800	440,800	489,500
	49	255,000	300,800	352,000	412,100	441,100	489,800
50	255,700	301,900	353,400	413,000	441,800	490,400	

100			298,000	346,100			
101			298,200	346,400			
102			298,500	346,800			
103			298,900	347,200			
104			299,200	347,600			
105			299,400	348,100			
106			299,700	348,500			
107			300,100	348,900			
108			300,400	349,300			
109			300,600	349,800			
110			301,000	350,200			
111			301,400	350,500			
112			301,700	350,800			
113			301,900	351,300			
114			302,100				
115			302,400				
116			302,800				
117			303,000				
118			303,200				
119			303,500				
120			303,800				
121			304,200				
122			304,400				
123			304,700				
124			305,000				
125			305,300				
再任用学 校職員		188,400	216,000	256,100	275,600	290,800	316,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

48	216,000	264,600	308,300	353,900	373,500	400,400
49	217,100	265,700	309,200	355,500	374,400	401,000
50	218,200	266,800	310,700	356,300	375,200	401,600
51	219,200	268,100	312,300	357,500	376,000	402,100
52	220,300	269,400	313,900	358,500	376,800	402,500
53	221,400	270,400	315,500	359,400	377,500	402,900
54	222,400	271,500	317,100	360,500	378,200	403,200
55	223,300	272,800	318,700	361,400	378,900	403,500
56	224,300	274,100	320,200	362,500	379,600	403,800
57	224,600	275,000	321,700	363,400	380,100	404,100
58	225,400	276,000	322,900	364,100	380,700	404,400
59	226,200	276,900	324,100	364,800	381,300	404,700
60	226,900	278,000	325,300	365,500	382,000	405,000
61	227,600	279,100	326,000	365,900	382,400	405,300
62	228,600	280,100	326,900	366,600	383,100	405,600
63	229,400	281,000	327,700	367,300	383,700	405,900
64	230,200	282,000	328,500	368,000	384,300	406,200
65	231,000	282,500	329,400	368,300	384,700	406,500
66	231,700	283,400	329,800	369,000	385,300	406,800
67	232,600	284,100	330,500	369,700	385,900	407,100
68	233,600	285,100	331,300	370,400	386,500	407,400
69	234,300	286,100	332,100	370,700	386,900	407,600
70	234,900	286,900	332,800	371,300	387,400	407,900
71	235,400	287,700	333,500	372,000	387,900	408,200
72	236,100	288,500	334,200	372,600	388,500	408,500
73	236,900	289,300	334,700	372,900	388,800	408,700
74	237,500	289,800	335,300	373,500	389,200	409,000
75	238,100	290,200	335,800	374,200	389,600	409,300
76	238,600	290,700	336,400	374,800	390,000	409,500
77	239,300	290,900	336,700	375,200	390,300	409,700
78	240,000	291,200	337,200	375,700	390,600	410,000
79	240,700	291,400	337,600	376,300	390,900	410,300
80	241,200	291,800	338,100	376,800	391,200	410,500
81	241,700	292,000	338,500	377,300	391,400	410,700
82	242,400	292,200	339,000	377,900	391,700	411,000
83	243,100	292,600	339,600	378,400	392,000	411,300
84	243,800	292,900	340,100	378,700	392,200	411,500
85	244,400	293,200	340,400	379,100	392,400	411,700
86	245,100	293,500	340,800	379,600	392,700	
87	245,800	293,800	341,300	380,000	393,000	
88	246,500	294,200	341,700	380,400	393,200	
89	247,000	294,500	342,000	380,800	393,500	
90	247,500	294,900	342,400	381,300	393,800	
91	247,800	295,200	342,900	381,700	394,100	
92	248,200	295,600	343,300	382,100	394,300	
93	248,500	295,800	343,500	382,400	394,500	
94		296,000	343,900			
95		296,300	344,400			
96		296,700	344,800			
97		296,900	345,000			
98		297,200	345,400			
99		297,600	345,800			

別表第一 行政職給料表(第五条関係)

学校職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用学校職員以外の学校職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,600	196,200	232,400	265,200	290,800	320,400
	2	147,700	198,000	234,000	267,000	293,000	322,600
	3	148,900	199,800	235,500	268,800	295,100	324,900
	4	150,100	201,600	237,100	270,900	297,100	327,100
	5	151,200	203,100	238,500	272,600	299,000	329,300
	6	152,300	205,000	240,200	274,400	301,100	331,300
	7	153,400	206,800	241,700	276,200	303,300	333,500
	8	154,500	208,600	243,300	278,200	305,300	335,700
	9	155,500	210,200	244,400	280,200	307,200	337,600
	10	156,900	212,000	245,900	282,200	309,500	339,900
	11	158,200	213,800	247,500	284,100	311,700	341,900
	12	159,500	215,600	248,800	286,100	314,100	344,100
	13	160,700	217,000	250,300	288,100	316,200	345,900
	14	162,200	218,800	251,700	290,000	318,300	347,900
	15	163,700	220,500	253,000	291,900	320,500	349,900
	16	165,300	222,300	254,400	293,700	322,600	351,900
	17	166,500	224,000	255,900	295,500	324,500	353,600
	18	168,000	225,700	257,400	297,500	326,500	355,600
	19	169,500	227,300	259,200	299,600	328,500	357,400
	20	171,000	228,900	261,000	301,600	330,500	359,300
	21	172,300	230,300	262,600	303,500	332,200	361,200
	22	175,000	232,100	264,300	305,600	334,300	363,100
	23	177,700	233,700	265,900	307,600	336,300	365,100
	24	180,300	235,300	267,500	309,700	338,400	367,100
	25	182,900	236,300	269,400	311,400	339,900	369,100
	26	184,600	237,800	271,200	313,600	341,800	371,000
	27	186,200	239,200	272,900	315,600	343,700	373,000
	28	187,900	240,400	274,600	317,600	345,600	375,000
	29	189,400	241,600	276,300	319,300	347,200	376,500
	30	191,100	242,800	278,000	321,300	349,100	378,300
	31	192,900	243,800	279,800	323,400	351,000	380,100
	32	194,600	245,000	281,300	325,500	352,800	381,700
	33	196,200	246,300	282,800	326,700	354,700	383,500
	34	197,600	247,300	284,700	328,700	356,500	384,900
	35	199,100	248,500	286,600	330,600	358,300	386,400
	36	200,600	249,800	288,500	332,700	360,000	388,000
	37	201,900	250,700	290,100	334,600	361,400	389,400
	38	203,200	252,000	291,800	336,500	362,700	390,600
	39	204,500	253,200	293,600	338,500	364,100	391,800
	40	205,800	254,500	295,400	340,500	365,500	392,900
	41	207,100	255,900	296,900	342,400	366,900	394,100
	42	208,400	257,300	298,600	344,300	367,800	395,300
	43	209,700	258,600	300,100	346,100	368,900	396,500
	44	211,000	259,800	301,700	348,000	370,000	397,600
	45	212,100	261,000	303,300	349,500	370,800	398,300
	46	213,400	262,200	305,000	350,900	371,700	399,000
47	214,700	263,500	306,600	352,400	372,600	399,700	

議案第 号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和三年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「千分の千二百七十五」を「千分の千二百二十五」に改め、同条第三項中「千分の千二百七十五」を「千分の千二百二十五」に、「千分の七百二十五」を「千分の六百二十五」に改める。

第二条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「千分の千二百二十五」を「百分の百二十」に改め、同条第三項中「千分の千二百二十五」を「百分の百二十」に、「千分の六百二十五」を「千分の六百七十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

○ 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正（第三条関係）

改正案

現行

○ 一般職に属する学校職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例

附則（平成三二年条例第五号）

1～4（略）

（号給の切替えに伴う経過措置）

5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める学校職員を除く。）には、令和四年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

6～9（略）

○ 一般職に属する学校職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例

附則（平成三二年条例第五号）

1～4（略）

（号給の切替えに伴う経過措置）

5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める学校職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

6～9（略）

○ 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正（第二条関係）

改正案

○ 一般職に属する学校職員の給与に関する条例

（昭和二十七年二月十三日
山口県条例第六号）

第一条～第十七条の三（略）

（期末手当）

第十八条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四（略）

3 再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは、「千分の六百七十五」とする。

4～6（略）

第十八条の二～第二十四条（略）

現行

○ 一般職に属する学校職員の給与に関する条例

（昭和二十七年二月十三日
山口県条例第六号）

第一条～第十七条の三（略）

（期末手当）

第十八条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に千分の千二百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四（略）

3 再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「千分の千二百二十五」とあるのは、「千分の六百二十五」とする。

4～6（略）

第十八条の二～第二十四条（略）

○一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正（第一条関係）

改正案

現行

○一般職に属する学校職員の給与に関する条例

（昭和二十七年二月十三日
山口県条例第六号）

○一般職に属する学校職員の給与に関する条例

（昭和二十七年二月十三日
山口県条例第六号）

第一条（第十七条の三）（略）

第一条（第十七条の三）（略）

第十八条（略）

第十八条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に千分の千二百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に千分の千二百七十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一（四）（略）

一（四）（略）

3 再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「千分の千二百二十五」とあるのは、「千分の六百二十五」とする。

3 再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「千分の千二百七十五」とあるのは、「千分の七百二十五」とする。

4（6）（略）

4（6）（略）

第十八条の二（第二十四条）（略）

第十八条の二（第二十四条）（略）

議案第4号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和3年（2021年）11月25日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 3 教 政 第 8 9 9 号

令和 3 年(2021年) 1 1 月 2 2 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 3 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 3 年 1 1 月 1 8 日付け令 3 財 政 第 1 1 5 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 3 年度山口県一般会計補正予算 (第 7 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期
末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和3年(2021年)11月18日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和3年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和3年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和3年度山口県一般会計補正予算（第7号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号参考資料

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和3年10月14日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和32年山口県条例第20号）及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年山口県条例第41号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

期末手当について、各支給期における支給割合を次のとおり改定する。

支給期	現 行	令 和 3 年 度 の 支 給 割 合	令 和 4 年 度 以 降 の 支 給 割 合
6月期	1.675 月分	1.675 月分	1.625 月分
12月期	1.675	1.575	1.625
合 計	3.35	3.25	3.25

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、期末手当の令和4年度以降の支給割合については、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第三条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「千分の千二百七十五」を「千分の千二百二十五」に、「千分の千六百七十五」を「千分の千五百七十五」に改める。

第四条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「千分の千二百二十五」を「百分の百二十」に、「千分の千五百七十五」を「千分の千六百二十五」に改める。

議案第 号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和三年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「千分の千二百七十五」を「千分の千二百二十五」に、「千分の千六百七十五」を「千分の千五百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「千分の千二百二十五」を「百分の百二十」に、「千分の千五百七十五」を「千分の千六百二十五」に改める。

○ 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第四条関係）

改正案

現行

○山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する
条例

（昭和三十一年十月二日
山口県条例第四十二号）

第一条（第三条）（略）

（期末手当）

第四条 議員には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の適用を受ける職員（同条例第十六条の第五項、第十六条の六及び第十六条の七第一項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、同条例第十六条の五第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の千六百二十五」と、同条例第四項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に百分の四十五を超えない範囲内で議長が知事と協議して定める割合を乗じて得た額」とする。

（以下、略）

○山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する
条例

（昭和三十一年十月二日
山口県条例第四十二号）

第一条（第三条）（略）

（期末手当）

第四条 議員には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の適用を受ける職員（同条例第十六条の第五項、第十六条の六及び第十六条の七第一項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、同条例第十六条の五第二項中「百分の千二百二十五」とあるのは、「百分の千五百七十五」と、同条例第四項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に百分の四十五を超えない範囲内で議長が知事と協議して定める割合を乗じて得た額」とする。

（以下、略）

○ 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第三条関係）

改正案

現行

○山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する
条例

（昭和三十一年十月二日）
山口県条例第四十二号

第一条～第三条（略）

（期末手当）

第四条 議員には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の適用を受ける職員（同条例第十六条の第五項、第十六条の六及び第十六条の七第一項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、同条例第十六条の五第二項中「千分の千二百二十五」とあるのは、「千分の千五百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に百分の四十五を超えない範囲内で議長が知事と協議して定める割合を乗じて得た額」とする。

（以下、略）

○山口県議会議員の議員報酬、
費用弁償及び期末手当に関する
条例

（昭和三十一年十月二日）
山口県条例第四十二号

第一条～第三条（略）

（期末手当）

第四条 議員には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の適用を受ける職員（同条例第十六条の第五項、第十六条の六及び第十六条の七第一項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、同条例第十六条の五第二項中「千分の千二百二十五」とあるのは「千分の千六百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に百分の四十五を超えない範囲内で議長が知事と協議して定める割合を乗じて得た額」とする。

（以下、略）

○ 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第二条関係）

改正案

現行

○ 知事等の給与及び旅費に関する条例

○ 知事等の給与及び旅費に関する条例

（昭和三十三年十月一日
山口県条例第二十号）

（昭和三十三年十月一日
山口県条例第二十号）

第一条～第八条（略）

第一条～第八条（略）

（通勤手当及び期末手当）

（通勤手当及び期末手当）

第九条 知事等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第十六条の五第二項中「百分の百二十」とあるのは、「千分の千六百二十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。

第九条 知事等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第十六条の五第二項中「千分の千百二十五」とあるのは、「千分の千五百七十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。

（以下、略）

（以下、略）

○ 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第一条関係）

改 正 案

現 行

○ 知事等の給与及び旅費に関する条例

（昭和三十一年十月一日
山口県条例第二十号）

第一条（略）

（通勤手当及び期末手当）

第九条 知事等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第十六条の五第二項中「千分の千二百二十五」とあるのは、「千分の千五百七十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。

（以下、略）

○ 知事等の給与及び旅費に関する条例

（昭和三十一年十月一日
山口県条例第二十号）

第一条（略）

（通勤手当及び期末手当）

第九条 知事等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第十六条の五第二項中「千分の千二百七十五」とあるのは、「千分の千六百七十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。

（以下、略）

議案第5号

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和3年（2021年）11月25日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 3 教 政 第 8 9 9 号

令和 3 年(2021年) 1 1 月 2 2 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 3 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 3 年 1 1 月 1 8 日付け令 3 財 政 第 1 1 5 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 3 年度山口県一般会計補正予算 (第 7 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 3 年(2021年) 1 1 月 1 8 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 3 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 3 年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 3 年度山口県一般会計補正予算（第 7 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号参考資料

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和3年10月14日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第11号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) パートタイム会計年度任用職員の報酬

報酬の上限額を次のとおり改定する。

職員の区分	報酬の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に従事する職員	月 額	154,900円	155,500円
	日 額	7,380円	7,400円
	時 間 額	950円	960円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	304,200円	305,300円
	日 額	14,490円	14,540円
	時 間 額	1,870円	1,880円

(2) フルタイム会計年度任用職員の給料

給料の上限額を次のとおり改定する。

職員の区分	給料の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に従事する職員	月 額	154,900円	155,500円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	304,200円	305,300円

3 施行期日

令和4年4月1日

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第八条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和三年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一五四、九〇〇円」を「一五五、五〇〇円」に、「七、三八〇円」を「七、四〇〇円」に、「九五〇円」を「九六〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇四、二〇〇円」を「三〇五、三〇〇円」に、「一四、四九〇円」を「一四、五四〇円」に、「一、八七〇円」を「一、八八〇円」に改める。

第八条第四項中「前項」を「第二項」に改める。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一五四、九〇〇円」を「一五五、五〇〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇四、二〇〇円」を「三〇五、三〇〇円」に改める。

改
正
案

2
3 (略)

(以下、略)

現
行

2
3 (略)

(以下、略)

第四条〜第七条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第八条 (略)

2〜3 (略)

4 前三項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の支給に関しては、第一項の費用弁償については常勤職員の通勤手当の支給の例により、第二項の費用弁償については常勤職員の旅費の支給の例による。

第九条 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第十条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、常勤職員の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

職員の区分	給料の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一五五、五〇〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇五、三〇〇円

第四条〜第七条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第八条 (略)

2〜3 (略)

4 前三項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の支給に関しては、第一項の費用弁償については常勤職員の通勤手当の支給の例により、前項の費用弁償については常勤職員の旅費の支給の例による。

第九条 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第十条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、常勤職員の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

職員の区分	給料の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一五四、九〇〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇四、二〇〇円

○ 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正

改正案

○ 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
(令和元年十月八日山口県条例第十一号)

第一条～第二条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第三条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「常勤職員」という。)の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

職員の区分	報酬の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一五五、五〇〇円 日額 七、四〇〇円 時間額 九六〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇五、三〇〇円 日額 一四、五四〇円 時間額 一、八八〇円

2

(略)

現行

○ 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

(令和元年十月八日山口県条例第十一号)

第一条～第二条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第三条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「常勤職員」という。)の給料との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

職員の区分	報酬の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一五四、九〇〇円 日額 七、三八〇円 時間額 九五〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇四、二〇〇円 日額 一四、四九〇円 時間額 一、八七〇円

2

(略)

議案第6号

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和3年（2021年）11月25日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 3 教 政 第 8 9 9 号

令和 3 年(2021年) 1 1 月 2 2 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 3 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 3 年 1 1 月 1 8 日付け令 3 財 政 第 1 1 5 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 3 年度山口県一般会計補正予算 (第 7 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期
末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 3 年(2021年) 1 1 月 1 8 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 3 年11月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 3 年11月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

1. 令和 3 年度山口県一般会計補正予算（第 7 号）
2. 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
3. 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
4. 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
5. 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
6. 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号参考資料

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和3年10月14日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第12号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) パートタイム会計年度任用学校職員の報酬
報酬の上限額を次のとおり改定する。

職員の区分	報酬の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に従事する職員	月 額	154,900円	155,500円
	日 額	7,380円	7,400円
	時 間 額	950円	960円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	304,200円	305,300円
	日 額	14,490円	14,540円
	時 間 額	1,870円	1,880円
専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員	日 額	39,520円	39,670円
	時 間 額	5,100円	5,120円

- (2) フルタイム会計年度任用学校職員の給料
給料の上限額を次のとおり改定する。

職員の区分	給料の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に従事する職員	月 額	154,900円	155,500円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	304,200円	305,300円

3 施行期日

令和4年4月1日

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第八条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和三年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「二五四、九〇〇円」を「二五五、五〇〇円」に、「七、三八〇円」を「七、四〇〇円」に、「九五〇円」を「九六〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇四、二〇〇円」を「三〇五、三〇〇円」に、「二四、四九〇円」を「二四、五四〇円」に、「一、八七〇円」を「一、八八〇円」に改め、同表専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員の項中「三九、五一〇円」を「三九、六七〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、一二〇円」に改める。

第八条第四項中「前項」を「第二項」に改める。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「二五四、九〇〇円」を「二五五、五〇〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三〇四、二〇〇円」を「三〇五、三〇〇円」に改める。

改正案

現行

(フルタイム会計年度任用学校職員の給料)
 第十条 フルタイム会計年度任用学校職員の給料は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、常勤学校職員の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額とする。

職員の区分	給料の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一五五、五〇〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇五、三〇〇円

2、3 (略)
 (以下、略)

(フルタイム会計年度任用学校職員の給料)
 第十条 フルタイム会計年度任用学校職員の給料は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、常勤学校職員の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額とする。

職員の区分	給料の額
定型的な業務に従事する職員	月額 一五四、九〇〇円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額 三〇四、二〇〇円

2、3 (略)
 (以下、略)

2 (略)

第四条～第七条 (略)

(パートタイム会計年度任用学校職員の費用弁償)

第八条 パートタイム会計年度任用学校職員には、常勤学校職員に支給される通勤手当の額に相当する額を基礎として人事委員会規則で定めるところにより算出した額の費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用学校職員が公務のため旅行したときは、常勤学校職員に支給される旅費（一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号）第六条第一項に規定する移転料、着後手当及び扶養親族移転料を除く。第十三条において同じ。）の額に相当する額の費用弁償を支給する。

3 第一項の費用弁償は、人事委員会規則で定める日に支給する。

4 前三項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用学校職員の費用弁償の支給に関しては、第一項の費用弁償については常勤学校職員の通勤手当の支給の例により、第二項の費用弁償については常勤学校職員の旅費の支給の例による。

第九条 (略)

2 (略)

第四条～第七条 (略)

(パートタイム会計年度任用学校職員の費用弁償)

第八条 パートタイム会計年度任用学校職員には、常勤学校職員に支給される通勤手当の額に相当する額を基礎として人事委員会規則で定めるところにより算出した額の費用弁償を支給する。

2 パートタイム会計年度任用学校職員が公務のため旅行したときは、常勤学校職員に支給される旅費（一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号）第六条第一項に規定する移転料、着後手当及び扶養親族移転料を除く。第十三条において同じ。）の額に相当する額の費用弁償を支給する。

3 第一項の費用弁償は、人事委員会規則で定める日に支給する。

4 前三項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用学校職員の費用弁償の支給に関しては、第一項の費用弁償については常勤学校職員の通勤手当の支給の例により、前項の費用弁償については常勤学校職員の旅費の支給の例による。

第九条 (略)

○ 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正

改正案

○ 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
(令和元年十月八日山口県条例第十二号)

第一条～第二条 (略)

(パートタイム会計年度任用学校職員の報酬)

第三条 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「常勤学校職員」という。)の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額とする。

職員の区分		報酬の額	
定型的な業務に従事する職員	月額	一五五、五〇〇円	
	日額	七、四〇〇円	
	時間額	九六〇円	
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額	三〇五、三〇〇円	
	日額	一四、五四〇円	
	時間額	一、八八〇円	
専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員	月額	三九、六七〇円	
	日額	五、一一〇円	
	時間額		

現行

○ 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
(令和元年十月八日山口県条例第十二号)

第一条～第二条 (略)

(パートタイム会計年度任用学校職員の報酬)

第三条 パートタイム会計年度任用学校職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その額は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で、一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「常勤学校職員」という。)の給料との権衡を考慮して教育委員会が定める額とする。

職員の区分		報酬の額	
定型的な業務に従事する職員	月額	一五四、九〇〇円	
	日額	七、三八〇円	
	時間額	九五〇円	
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月額	三〇四、二〇〇円	
	日額	一四、四九〇円	
	時間額	一、八七〇円	
専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員	月額	三九、五二〇円	
	日額	五、一〇〇円	
	時間額		

令和4年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針

山口県教育委員会

未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成のためには、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要である。

このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全県的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

- 1 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。
なお、同一校勤務が7年を超える者については、原則として異動を行う。
- 2 校長、教頭等の管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有し、社会の変化に的確に対応できる者で、家庭・地域等と連携・協働して教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。さらに、女性管理職の採用・昇任に努める。
- 3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、計画的な配置を行う。特に、教員については、実践的指導力を高めることができるように配置を行う。
- 4 地域間、小・中・高等学校と総合支援学校間等の人事交流を推進する。
特に、小・中学校においては、地域間及び規模の異なる学校間の交流を、また、高等学校においては、地域間、全日制・定時制・通信制課程間及び普通科・専門学科・総合学科高校間の交流を、さらに、総合支援学校においては、総合支援学校間及び小・中・高等学校等との交流を積極的に行う。

令和4年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について

公立高等学校入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

- ア 中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）の卒業者
- イ 令和4年3月中学校卒業見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 募集方法

- ア 募集は、第一次募集、推薦入学、多部制定時制高等学校入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、第二次募集及び秋季入学者選抜とする。
第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、合格者が募集人員に満たない学校、学科（体育コースは学科として取り扱う。以下同じ。）について実施する。
- イ 山口県立宇部高等学校、下関西高等学校及び萩高等学校の探究科に属する人文社会科学科と自然科学科、並びに下関商業高等学校の商業に関する学科に属する商業科と情報処理科は、一括して募集（以下「くくり募集」という。）を行う。

(3) 通学区域

山口県公立高等学校（以下「高等学校」という。）全日制課程の通学区域は、「山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則」及び「下関市立高等学校管理規則」の定めるところによる。

なお、山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科については、県外からも募集を行い、県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の20%に相当する人数以内とする。

2 第一次募集

(1) 日 程

- ア 志願登録の期間 2月10日（木）から2月16日（水）午前10時まで
- イ 出願の期間 2月21日（月）から2月25日（金）午前10時まで
- ウ 学力検査 **3月 8日（火）**
- エ 選抜結果の発表 3月16日（水）午前10時

(2) 志願登録

第一次募集に出願しようとする志願者は、第一志願の課程・学科について、在学又は卒業中学校の校長（以下「中学校長」という。）を經由して、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）宛てに入学志願の登録をする。

(3) 出 願

志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一の学校については、他の学科、他の課程又は本・分校を第二志願として出願することができる。

(4) 学力検査

ア 実施教科

国語，社会，数学，理科及び英語（英語はリスニングテストを含む。）

イ 配点

各教科とも50点とする。

ウ 検査時間割

右の表のとおりである。

学力検査時間割表

時限	教科	検査時間
1	国語	9:00～9:50 (50分)
	(休 憩)	
2	数学	10:10～11:00 (50分)
	(休 憩)	
3	英語	11:20～12:10 (50分)
	(昼 食)	
4	社会	13:00～13:50 (50分)
	(休 憩)	
5	理科	14:10～15:00 (50分)

(5) 定時制課程における特例措置

ア 定時制課程において，令和4年4月1日現在，満18歳以上の志願者で，特例措置を希望する者については，学力検査を行わず，小論文でこれに代えることができる。

イ 特例措置を希望する志願者は，願書とあわせて，定時制課程特例措置申請書を高等学校長に提出する。

(6) 面接・小論文・実技検査

第一次募集において，面接・小論文・実技検査を実施できる。

(7) 選 抜

選抜は，中学校長から送付された調査書その他必要な書類，選抜のための学力検査の成績及び面接，小論文，実技検査の結果等を資料として，各高等学校，学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し，高等学校長が行う。

3 推薦入学

(1) 実施学校・学科及び募集人員

ア 推薦入学は，全日制課程において実施する。

イ 推薦入学を実施する際の募集人員は，次の表のとおりとし，この範囲内で高等学校長が定める。

実施学科・コース	募集人員
全ての学科・コース (普通科体育コースを除く。)	入学定員の50%に相当する人数以内
普通科体育コース	入学定員の75%に相当する人数以内

(注 いずれも一人未満の端数があるときは，これを切り上げた人数とする。以下同じ。)

ウ 山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科について，推薦入学により県外から入学させることができる人数は，原則として両学科とも入学定員の10%に相当する人数以内とする。

(2) 日 程

ア 出願の期間 1月27日(木)から2月1日(火)午前10時まで

イ 面接等の実施日 **2月8日(火)** (2月9日(水)にも行うことが可能)

ウ 選抜結果の通知 2月16日(水)午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

ア 令和4年3月中学校卒業見込みの者

イ 当該学校，学科・コースに対する適性及び興味・関心を有し，志願の動機，理由が明白，適切であるとともに，当該学校，学科・コースの教育課程を修了するに足る能力を有すること。

ウ 高等学校長が定める推薦要件を満たしていること。

(4) 出 願

志願者は，願書及び志願理由書を，出願の期間中に，中学校長を経由して，高等学校長に提出する。

(5) 面接・小論文・実技検査

推薦入学において，面接を実施する。また，小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された推薦書、調査書、志願理由書及び面接、小論文、実技検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

4 多部制定時制高等学校特別入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

ア 多部制定時制高等学校特別入学者選抜（以下「特別入学者選抜」という。）を実施する学校、及び特別入学者選抜に係る募集人員の入学定員に対する割合は、次のとおりである。

	学 校	募 集 人 員
1	山口県立岩国商業高等学校東分校	入学定員の25%に相当する人数
2	山口県立山口松風館高等学校	入学定員の20%に相当する人数
3	山口県立下関双葉高等学校	入学定員の25%に相当する人数

(2) 日 程

- ア 出願の期間 1月27日（木）から2月1日（火）午前10時まで
イ 面接等の実施日 **2月 8日（火）**（2月9日（水）にも行うことが可能）
ウ 選抜結果の通知 2月16日（水）午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

令和4年3月中学校卒業見込みの者で、次のア～ウの各号に該当し、合格内定となった場合には、当該高等学校への入学を確約できるものが応募できる。

- ア 当該高等学校に対する興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であること。
イ 日常生活におけるルールやマナーを守り、他人を思いやることができること。
ウ 次のいずれかの要件を満たしていること。
・ 中学校での出席状況にかかわらず、当該高等学校の教育システムの中で、意欲的に学習に取り組みたい者
・ 学校内外の諸活動に積極的に取り組んでおり、入学後も継続的に活動したい者

(4) 出 願

- ア 志願者は、昼間部、夜間部のいずれか一つに出願することができる。ただし、山口県立山口松風館高等学校の昼間部については、午前部、午後部のいずれか一つに出願することができる。
イ 志願者は、願書及び志願理由書（多部制定時制高等学校特別入学者選抜用）を、出願の期間中に、中学校長を経由して、高等学校長に提出する。

(5) 面接・3校共通問題

特別入学者選抜において、面接及び3校共通問題を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書、志願理由書（多部制定時制高等学校特別入学者選抜用）及び面接・3校共通問題の結果等を資料として、高等学校長が行う。

5 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、山口県立周防大島高等学校〔普通科・地域創生科〕（以下「連携高等学校」という。）において実施する。

募集人員は、入学定員内とし、特に定めない。

(2) 日 程

- ア 出願の期間 1月27日（木）から2月1日（火）午前10時まで
イ 面接等の実施日 **2月 8日（火）**（2月9日（水）にも行うことが可能）
ウ 選抜結果の通知 2月16日（水）午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

周防大島町立周防大島中学校及び大島中学校のいずれかの中学校を令和4年3月卒業見込みの者で、中高一貫教育における活動の記録を提出できるもの

(4) 出願

志願者は、願書及び活動の記録を、出願の期間中に、(3)の応募資格に掲げる中学校の校長（以下「連携中学校長」という。）を経由して、連携高等学校の校長（以下「連携高等学校長」という。）に提出する。

(5) 面接・小論文

連携型入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

(6) 選抜

選抜は、連携中学校長から送付された活動の記録及び面接、小論文の結果等を資料として、連携高等学校長が行う。

6 第二次募集

(1) 実施学校・学科及び募集人員

第二次募集を実施する学校、学科及び第二次募集に係る募集人員等は、3月16日（水）に県教育委員会が発表する。

(2) 日程

ア 出願の期間

全日制課程 3月17日（木）～3月22日（火）午後2時まで

定時制課程 3月17日（木）～3月25日（金）正午まで

イ 面接等の実施日

全日制課程 3月23日（水）

定時制課程 3月28日（月）

ウ 選抜結果の発表

全日制課程 3月24日（木）正午

定時制課程 3月29日（火）正午

(3) 応募資格

令和4年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検した者で、公立高等学校の入学確定者以外のものが応募できる。

なお、定時制課程については、学力検査を受検しなかった者も応募できる。

(4) 出願

出願は、第一次募集に準じて行う。

(5) 面接・小論文・実技検査等

第二次募集において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選抜

選抜は、第一次募集に準じて行う。

7 秋季入学者選抜

(1) 実施学校・学科及び募集人員

定時制課程秋季入学者選抜は、山口県立山口松風館高等学校〔普通科〕において実施する。

募集人員は、入学定員の5%に相当する人数に、第二次募集において募集人員に満たなかった場合の欠員分を加えた数とし、3月29日（火）に県教育委員会が発表する。

(2) 日程

ア 出願の期間 8月 1日（月）～8月 5日（金）午前10時まで

イ 面接等の実施日 8月19日（金）

ウ 選抜結果の発表 8月26日（金）午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

中学校の卒業者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者で、出願の時点において、学校教育法（昭和22

年法律第26号)第1条に定める学校に籍を有していないものが応募できる。ただし、高等学校又はこれに準ずる学校の単位を修得している者は出願することができない。

(4) **出 願**

ア 志願者は、昼間部（午前部）、昼間部（午後部）、夜間部のいずれか一つに出願することができる。

イ 志願者は、入学及び秋季入学者選抜受検願書及び出身中学校長が発行した調査書を、出願の期間中に、高等学校長に提出する。

(5) **面接・小論文**

秋季入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

(6) **選 抜**

選抜は、中学校長が発行した調査書、面接及び小論文の結果等を資料として高等学校長が行う。

県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

障害の程度が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3表に規定する程度の者で、次の各号のいずれかに該当するものが応募できる。

ア 特別支援学校中学部の卒業生及び令和4年3月卒業見込みの者

イ 中学校の卒業生及び令和4年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 入学定員

入学定員は、山口県教育委員会が別に定める。

2 出 願

(1) 願書の受付

2月1日（火）から2月15日（火）午前10時までとする。

(2) 志願者は、出身学校長を経て入学願書及び調査書（いずれも各学校所定のもの）を受付期間中に、志願先学校の校長に提出する。

3 検 査

検査は、**3月2日（水）**に各学校において実施する。

4 選 抜

選抜は、出身学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のため各学校が実施する諸検査の結果等を資料として、校長が行う。

5 選抜結果の処理等

(1) 校長は、3月9日（水）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

(2) 第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、定員に満たない学校について、次により実施する。

ア 出願の期間

3月9日（水）午後3時から3月16日（水）午後3時までとする。

イ 第一次募集で出願した学校に出願することはできない。

ウ 第二次募集を実施する学校及び募集人員については、3月9日（水）正午以降、県教育委員会（TEL 083-933-4615）に問い合わせること。

エ 二次検査

3月17日（木）に各学校において実施する。

オ 二次発表

3月22日（火）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

令和3年度第5回県立高校将来構想検討協議会における協議の概要について

1 開催日時、会場

令和3年10月25日(月) 午前10時～正午 県庁4階 共用第2会議室

2 協議の概要

(1) 次期県立高校将来構想(素案の検討資料)について

(2) まとめ

今回の意見も踏まえながら、次期将来構想の素案を事務局がまとめることで全委員が了解
次回は次期将来構想の案の検討資料について協議をする予定

3 委員からの意見

(1) 「第2章 高校教育を巡る現状と課題について」

○ 「子どもたちのニーズの多様化」の部分に、中学生の進路希望調査結果について入れていただけるとよいと思う。

(2) 「第3章 今後の県立高校の在り方について」

○ 地域・社会や地元企業と連携・協働した教育活動を通じて、多様な人々と交流したり、地域の歴史や文化に触れたりすることにより、豊かな心を育む教育が充実していくと思う。

○ 生徒と熟議をした際に、生徒が「地域の人から学べることがたくさんある」と実感していることを改めて知ることができた。至る所に地域との連携・協働の記載があることはよい。

○ 学校の統廃合等で教育の質は担保されるかもしれないが、遠距離通学をする生徒たちが負担を強いられることになるため、修学支援について、もう少し踏み込んだ記載をお願いしたい。

○ 日頃から、教員が生き生きと明るく生徒と関わってこそ、生徒が安心し、信頼して教員に相談することができると思う。そのためにも、働き方改革の推進は大切である。

○ 探究科は、理系だけでなく、文系においても生徒の興味・関心に応じた探究的な活動を実施しており、そのことが、生徒自身の将来の進路選択にもつながるのではないかと期待している。

○ 生徒同士の触れ合いや摩擦があることで、心が磨かれ、豊かな心が育まれる。そのためにも、安心して登校できる安心・安全な学校づくりの推進は大切である。

○ 新型コロナウイルス感染拡大の経験から、学校教育では、生徒同士が触れ合う教育活動や地域連携が大切だということを改めて感じた。

○ 豊かな心を育む教育が充実することで、優しい気持ちをもった高校生が育つことを期待している。

○ 保護者としては、生徒には主体的に未来を切り拓いていく人材になってほしい。

○ 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、一人ひとりに負荷がかからないように取り組むことは大切である。

○ 「豊かな心を育む教育の充実」に、ボランティア活動や共に生きる教育といった内容の「福祉教育」について記載することも検討してほしい。

○ 地域の人との交流を通して、高校生と地域がつながることで、地域が学校をサポートする体制ができ、そのことが結果的に働き方改革にもつながるのではないかと。

○ 「生徒の価値観の多様化やSNS等が普及する中での規範意識の低下」という記載について、価値観の多様化やSNS等の普及はよいことであり、規範意識の低下とは別問題であると思う。

○ 「本県の将来を担う人材の育成」という記載について、県内に在住して地域・社会に貢献することはもちろんのこと、県外や海外から本県に貢献することも含まれているという理解でよいのか。

○ 山口県以外のどこからでも、山口県に誇りと愛着をもち、地域・社会に貢献することができることから、「生徒が将来山口県に定住し、働きたくなるよう」という記載については、狭い範囲に限定した恣意的な教育という印象を受け、違和感がある。

- 具体的にどういった修学支援をしていくのかについて、今後、しっかりと検討してほしい。
 - 「施設・設備の整備」について、県外への流出を食い止めるという観点から、基礎的な設備よりも、先端的な設備の方をもっと強調した方がよいのではないかと。
 - 働き方改革なしに教職員の資質・能力の向上はあり得ないと感じているため、もっと具体的に踏み込んだ記載をした方がよいのではないかと。
- (3) 「第4章 特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備について」及び「第5章 将来構想の推進について」
- 生徒たちが多様な人と出会うことによって、色々な価値観を知ることができるため、一定の学校規模は必要であり、この再編整備の基本方針は非常によい方向性ではないかと思う。
 - 多くの生徒が高校卒業後すぐに社会に出る工業高校にとって、高い使命感や倫理観、規範意識を身に付けさせることは非常に大切である。
 - 一定の学校規模があれば、教員数が増え、働き方改革が進み、生徒と向き合う時間が確保できるため、ある程度の学校規模は必要である。
 - 他校や他学科、大学・企業などと連携・協働することで、社会人として求められる力を身に付けることができるため、様々な学科で推進することは非常によいことだと思う。
 - 定時制・通信制課程においては、不登校経験者や全日制課程からの転入者もおり、自立して生き抜くことができる生徒を育成するためにも、生徒一人ひとりの実態を把握し、生徒の多様な生活スタイルや学習ニーズに応える教育の充実を図ることは大切である。
 - 単独の専門高校は専門性を深めるために必要である。他学科と連携・協働することにより、生徒が様々な多様性を身に付け、知識を広げて社会に出ていくことも必要であると感じている。そのため、教科等横断的な学びや他学科との連携ができるような再編統合を進めてほしい。
 - 再編整備は、地域からすれば寂しい気持ちになるかもしれないが、何よりも地元中学校卒業者の入学状況や、子どもや保護者のニーズが最終的な根拠になってくると思う。
 - 変化に対応できる資質・能力、コミュニケーション能力や協調性など、本質的なことを学べる学校、人間性を育成する教育が重要である。
 - 定時制・通信制課程において、自己肯定感を高め、キャリアを形成していくことは大切であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援体制の充実や、地域との連携を推進してほしい。
 - 県立高校の多様なニーズに応える教育環境が充実していく中で、公立と私立は教育の両輪であることから、私立高校通信制に対する県の支援も充実してほしい。
 - 中高一貫教育については、公立・私立中学校との共存が図れるかということも含めて慎重に検討してほしい。
 - 多様な生徒が、自分のよさを見つけていくために、様々な取組や場面を提供することが大切であり、そのためにも一定の学校規模が必要である。
 - 中学校卒業見込者数の減少に対応しつつ、高校の役割や学科の必要性など、様々なことを総合的に勘案した再編整備の進め方になっていると思う。
 - 普通科の改革は、スクール・ミッションとセットで考えていく必要があると感じている。
 - 少子化や人口減少が進行する中、未来を担う子どもたちのために、魅力ある学校づくりや特色ある学校づくりに取り組んでほしい。
 - 本県は分散型都市構造にあり、各市町によって状況が様々であるため、再編整備については、各市町と連携して取り組んでほしい。
 - 地域・社会や地元企業等と連携・協働することは、高校までの居心地のよい環境から社会に出る際に起こるギャップを小さくできるという意味でも大切である。
 - 不登校生徒や人との関わりが苦手な生徒にとって、学習やキャリア教育なども大切であるが、生活スキルの獲得のための教育も充実させてほしい。

